

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	1-36
許認可等の種類	販売従事登録			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第2項			
許認可等の概要	登録販売者試験に合格した者等であって、医薬品の販売又は授与に従事しようとする者を登録する。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため。) [参考] 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第3項3 第五条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、同条中「許可を与えないことができる」とあるのは、「登録を受けることができない」と読み替えるものとする。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日			
期間の制定根拠	—			